

○八潮市共催等名義使用承認に関する事務取扱要綱

平成4年8月7日

市長決裁

改正 平成6年6月27日市長決裁

平成19年5月7日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の共催及び後援（以下「共催等」という。）に関する名義の使用承認について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 共催 事業の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。
- (2) 後援 事業の趣旨に賛同し、その開催を援助することをいう。

(団体の範囲)

第3条 市長は、事業の主催者が次の各号のいずれかに該当する団体である場合は、共催等の名義の使用を承認することができる。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 公益的な法人又はこれに準ずる団体で、次の要件を満たすもの。
 - ア 主催者の存在が明確であること。
 - イ 規約、会則等の定めがあること。
 - ウ 事業遂行能力が十分にあると判断されるものであること。

(平19.5.7・一部改正)

(共催等の基準)

第4条 市長は、前条第2号の団体が行う事業で、その内容が次の各号に掲げる要件に該当する場合は、共催等の承認をすることができる。

- (1) 市の行政目的及び公共の福祉に供するものであること。
- (2) 政治活動、宗教活動に関係していないと認められること。
- (3) 営利が目的でないと認められること。
- (4) 原則として、全市民を対象としたものであること。
- (5) 開催、又は開設の場所は、公衆衛生及び事故防止について十分な設備措置が講じら

れていること。

(6) 公序良俗に反しないこと。

(7) その他社会的非難を受ける恐れがないこと。

(申請等手続)

第5条 共催等の名義使用承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、八潮市共催等名義使用承認申請書（様式第1号）を事業開催日の1か月前までに、その事業に係る担当課等を経て、市長に提出するものとする。

（平19.5.7・一部改正）

(決定通知)

第6条 市長は、前条の申請を受理したときは、速やかにその可否を決定し、八潮市共催等名義使用承認・不承認決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(承認内容の変更)

第7条 承認を受けた者は、承認内容に変更が生じた場合は、原則として開催日の10日前までに、八潮市共催等名義使用変更届出書（様式第3号）を提出しなければならない。

(取消し)

第8条 市長は、承認を受けた者が第2条、第3条及び第4条の要件に該当しなかった場合は、承認を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により承認決定を取り消した場合は、八潮市共催等名義使用取消通知書（様式第4号）により、承認を受けた者に通知するものとする。

(報告書)

第9条 承認を受けた者は、事業終了後速やかにその結果を八潮市共催等結果報告書（様式第5号）により市長に提出しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成4年8月7日から施行する。

附 則（平成6年6月27日市長決裁）

この要綱は、平成6年7月1日から施行する。

附 則（平成19年5月7日市長決裁）

この要綱は、市長決裁のあった日から施行する。